

愛媛県東予子ども・女性支援センター電話設備更新仕様書

1. 納入場所 愛媛県東予子ども・女性支援センター（新居浜市星原町 14-38）

2. 業務期間 契約締結日から令和7年8月29日（金）

3. 業務内容

電話交換機の更新及び電話機の増設を行う。なお、法規、技術、外観上当然施工しなければならない事項のほか、本仕様書に記載のない事項であっても、業務上当然必要な事項、機材、またはソフトウェア等はこの業務範囲に含むものとする。

(1) 機種及び数量

別紙業務内訳書に記載の内容を手配すること。

なお、機器は想定であり、同等程度の能力を有するものに変更可能である。

(2) 要件

- ・ SIP/RTP 通信であること。
- ・ 光回線の使用を想定すること。
- ・ 通話録音機能を備えていること。
- ・ 音声応答転送装置を設置すること、または電話交換機が音声応答転送機能を有していること。
- ・ 無停電電源装置を設置すること。
- ・ 電話機は転送機能を備えていること。
- ・ 電話機の本体と受話器が有線で接続されており、その有線がモジュラージャックで取り外しができること。

(3) 作業内容

既設機器撤去、機器の取付け・配線及び接続試験を実施すること。

業務は、既設電話交換機の運用に極力影響を与えない様に十分考慮して実施すること。また、庁舎機能維持のため、電話の不通を伴う作業は、閉庁日に実施すること。

4. 安全管理

施工にあたっては、業務に支障のないよう安全に留意して事故防止に努めるとともに、労働関係法令を遵守し、安全管理の徹底を図ること。

5. 技術担当者

施工に当たり必要な技術と経験を有すること。

6. その他

- (1) 施工場所は、現場確認等を行うこと。
- (2) 撤去品は、関係法令を遵守し適正に処理すること。
- (3) 施工にあたり知り得た情報は、これを他に漏らしたり、他の目的に使用したりしてはならない。

- (4) 施工箇所以外を破損等させた場合は、速やかに報告のうえ、受注者の責任で修復すること。
- (5) 施工状況は工程ごとに写真を撮影し1部提出すること。(完成写真は、表紙に業務名、工期を記入し、撮影箇所を明示する)
- (6) 保守・点検については別途協議する。
- (7) その他、疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議のうえ決定すること。